

【志賀高原 志賀パークホテルガイドライン（学校用）】
(2020年8月18日改定)

1 本ガイドラインについて

長野県旅館ホテル生活衛生同業組合連合会を参考に抜粋

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。また、本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

これを参考に志賀パークホテルのガイドラインを作成しております。

2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

- ・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（パブリックエリアの家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など）には特に注意
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるかや施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価

3 具体的な感染防止対策

(1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

①留意すべき基本原則

- ・従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、接触場面においては対人距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保する
- ・感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応）
- ・ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用するパブリックスペースでの感染防止
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- ・施設及び客室の換気
- ・施設内の定期的な消毒
- ・宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請
- ・従業員の毎日の体温測定、健康チェック

②各エリア・場面の共通事項

- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所が最小限になるよう配慮する
- ・不特定多数の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- ・人と人が対面する場所は、距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置
- ・宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る
- ・自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する

(2) 各エリアの留意点

①入館時（チェックイン）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従う
- ・なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する

- ・団体様には入込前（最終休憩場所のドライブインやチェーンベース等）に検温を済ませてもらい、ホテルに入館いただく
到着時に団体責任者様または旅行会社から検温リストをフロントに提出いただく
- ・ロビー内での混雑を避けるため、バス降車時に車内にて予め手指の消毒をしてから入館をお願いする号車毎に消毒スプレーの用意は可能。
- ・全号車が一齐に降車されると玄関、ロビー、階段が大変混雑するため、号車ごとに時間差をつけて降車いただくか時差をつけて到着いただく
- ・生徒様の館内移動はエレベーターを使用せず階段をご利用いただく
- ・フロントデスクは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板で遮蔽
- ・チェックインは代表者がまとめて行い、参加者は一箇所に固まらず、分散して待機を行うよう要請

②送迎時

- ・送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置
- ・乗車の際に手指の消毒とマスクの着用を依頼する
- ・感染が発生した場合は、ホテル専用車でなく救急車又は自家用車をご利用いただく

③チェックイン

- ・フロントデスク、筆記具等の頻繁な清拭消毒

（館内・客室案内）

- ・従業員による説明ではなく、団体様・旅行会社（しおり）の文書を通じてご案内に代える

（ルームキーの受渡し）

- ・全館貸切の場合、基本的にルームキーの使用はしないよう依頼。ルームキーを使用される場合、滞在中はフロントでの預かりは行わず、旅行会社または団体様にて管理いただく
- ・返却されたルームキーの消毒徹底

（貴重品袋の受渡し）

- ・基本的にお客様での管理・受け渡しをお願いし、従業員と個々の接触は最小限にとどめる
- ・ホテル専用貴重品袋やキーが返却された場合は消毒徹底又はクリーニング徹底

④エレベーター

- ・エレベーター内や押しボタンの頻繁な清拭消毒
- ・生徒様の利用はご遠慮いただく
- ・エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限（表示案内）

⑤客室

(部屋のドアの開閉)

- ・ドアノブの清拭消毒

(部屋の設備への接触)

- ・客室清掃時に、消毒剤（洗浄剤・漂白剤等）を使って表面を清拭

※テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタンド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓、ドライヤー、加湿器等

(部屋の備品への接触)

- ・コップ、急須、湯飲み等は依頼があるところだけ用意。宿泊1泊目ペットボトル水500mlの水サービス提供は可能（2泊目以降は緑茶又は水）*但しお茶セットをした場合はペットボトルのサービスはございません
- ・使用済アメニティは廃棄
- ・館内は使い捨てスリッパの利用を推奨（有料@100円別）。当館のスリッパを利用する場合は初日に消毒済みを提供しお客様で管理（*持参したビニール袋に入れ個々で管理している学校様があります）
- ・各部屋アルコール消毒液・手洗い石鹸用意
- ・客室内コップの交換、冷蔵庫内飲料提供の中止

(換気)

- ・一定時間ごとに窓をあけ換気をしていただく（その際、廊下のドアを開けるとより効果的）
窓が凍りついて開かない場合は、ドライヤーなどでとがすと空きますがそのままにしておくと閉まらなくなる事があるため注意が必要

(その他)

- ・布団引きは各自で行う
- ・シーツ交換日には新しいシーツ、枕カバーを1階ロビーへ取りに来る（混雑を避けるため、部屋の代表者に人数分取りにきてもらうことが望ましい）
使用済のシーツ・枕カバーは廊下等に出さず出発日まで部屋にまとめて置いておく
チェックアウト時のお願いはフロントで別途案内します
- ・滞在期間中、客室係は清掃に入りません（清掃希望の場合は清掃表示のプレートを廊下側のドアノブにかけておいてください）
- ・部屋のごみは、廊下のゴミ箱に分別して処分してください
- ・冷蔵庫への飲み物入れは行いませんので、必要な場合は売店または自動販売機でお求めください。
チェックアウト後庫内に残っている飲料・食品は衛生上すべて処分いたします

(清掃等の作業)

- ・マスクを着用し、使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管
- ・チェックアウト後の換気

(客室清掃)

- ・清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用
- ・使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換
- ・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理

⑥大浴場

- ・入場人数の制限（椅子・籠の制限）
- ・スリッパはビニール袋に入れて各自管理

(更衣室)

- ・ドアノブ、セキュリティロッカー等の清拭消毒
- ・浴場での貸しタオルは中止、客室からタオルを持参（団体様によっては各自用意したものを使用）
- ・ドライヤーは大浴場には設置せず各部屋に1台ご用意

(浴室内)

- ・備品等の清拭消毒、浴室内の換気強化
- ・浴室、浴槽内における対人距離の確保の要請
- ・浴室、浴槽内における会話を控えていただく

(休憩室)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・使用後の備品（ソファ、マッサージ機器、体重計等）の清拭消毒の協力要
- ・水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒 等

(浴場清掃)

- ・浴室内の設備・備品を清拭消毒
- ・清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒
- ・使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒
- ・浴槽水等の消毒の徹底

⑦食事関係

※食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従うが、その徹底した感染防止対策としては以下のことに留意するものとする。

・なお、接待のある宴会や会食、カラオケは、都道府県の施設使用制限に従い、実施する場合は、十分な距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を取ること等

i) レストラン・宴会場

（宴会・会食）

- ・参加人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）使い捨てビニール手袋着用
- ・食事開始後、ホール内は最少人数の従業員で対応
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
（その場合、お部屋への食事提供は団体様学校様でお願いいたします）
- ・入場時、手洗いまたは手指消毒の徹底
- ・座布団、座椅子、脇息、お膳等は開始前、宴会終了後の消毒徹底
- ・横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）

- ・レストラン・宴会場の換気強化
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・蓋付きの容器・使い捨て容器スプーン等・割りばしをなるべく使用

（従業員の料理提供）

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底
- ・従業員の衛生管理徹底

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

（客室内で冷蔵庫から出した飲料を飲む）

- ・客室内コップの交換、冷蔵庫内飲料提供の中止、又は消毒を徹底した上での配置

ii) ビュッフェ

- ・ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討
- ・ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を使い捨て小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、宿泊客ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底
- ・極力使い捨て食器で対応する

(会場入り口での受付・案内)

- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用

- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす

(食事)

- ・横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）
- ・入場人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- ・使用したトレイを清拭消毒してから次の宿泊客に提供
- ・自席で食事中以外（宿泊客のテーブル間の通行や移動等）のマスク着用を要請

(従業員がビュッフェテーブルの料理を補充・入れ替え)

- ・料理提供担当者の手指消毒の徹底

(ドリンクサーバーでの飲み物提供)

- ・ボタンやピッチャーの持ち手の清拭消毒、スタッフが手袋を着用の上注ぐ

(食べ終わった食器類の下膳)

- ・下膳担当者は、手指消毒をしてから清潔な食器や料理の補充・提供
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

⑧チェックアウト

(チェックアウト時の待ち列)

- ・混雑を避けるため代表者によるチェックアウトの推奨、待ち列は一定の間隔を保つ

(ルームキーの返却)

- ・フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーの消毒

(宿泊料金の支払い)

- ・フロントデスク上にアクリル板等を設置する、カード決済による非対面チェックアウト手続き

(館内清掃)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い
- ・自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の頻繁な清拭消毒
- ・宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更

⑨トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備していただく
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・常時換気をオンにしておくことに努める

⑩従業員等の休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・使用する者はマスク着用
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

(3) 宿泊客の感染疑いの際の対応

- ・万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないように願います（同行者も同様）
- ・事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく
- ・食事も客室にお届けし他の宿泊客との接触を避ける。その宿泊客と対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する
- ・保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う
- ・当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- ・館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う

【公認スキー学校における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン】

(2020年8月18日改定)

1 本ガイドラインについて

令和2年7月27日公益社団法人日本スキー教師協会に参考に抜粋

スノースポーツは新鮮な空気の大自然で行われるものであり、冬季のスポーツとして

これほど素晴らしい屋外活動は他に類を見ません。公益社団法人日本プロスキー教師協会（SIA）は長年培ってきたモットーである「安全なスノースポーツをSIA」を堅持すると共に、公認スキー学校においては本ガイドラインをベースに様々な対策を行うことで、お客様がより安心・安全に楽しめる環境を提供します。

本ガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室の「新型コロナウイルス(COVID-19)スマートライフのために」の情報に基づき作成しており、志賀パークホテル専属のフジスポーツサービスのガイドラインを参考作成しております。

2 具体的な感染防止対策

① 受付

- ・受付者はマスクを着用する。窓口にはアルコール消毒（手・指消毒）アクリル板を設置する。
- ・受付付近の飛沫予防対策を実施する。また、随時消毒（イス・机・筆記用具等）を行う。
- ・お客様同士が一定の距離を保てるスペースを確保する。
- ・定期的な換気を行う。
- ・非接触型での精算を推奨する。
- ・お客様の検温を行い健康状態の確認をする。37.5度以上の際は入校をお断りする。
- ・事前予約のお客様には、各人の健康確認のお願いと、当日発熱等がみられる場合は入校をご遠慮戴く場合があることを説明しておく。

② 集合場所

- ・屋外・屋内を問わず、一定の距離が保てるスペースを確保する。

③ レッスン

- ・インストラクターはマスク着用もしくはネックウォーマーの類を口鼻まであげて着用する。お客様にもなるべく着用を要請
- ・お客様の立ち位置およびインストラクターの立ち位置は、状況に応じて、他の滑走者に対しての安全が確保されると思われる範囲で距離を保つ事を推奨する。
- ・トレーンにおいては3m以上の間隔を保つ。
- ・リフト券の生徒様受け渡しは最小限に抑える。

- ・初心者・初級者・子供へのレッスンにおいては、濃厚接触に対して更なる留意を行う。特に呼気を近づけない事に留意する。また、共有する用具等については、留意事項を関係者と協議する。
- ・教育旅行等のグループレッソンは学校・主催者の意向に留意する。

④ 屋内ミーティング

- ・三密を避ける環境で行う。その環境が準備できない場合は屋内では行わない。なるべく本年度はご遠慮させていただく
- ・教育旅行等においては、実施について学校・主催者の意向に留意する。

⑤ 屋内休憩

- ・マスク着用もしくはネックウォーマーの類を口鼻まであげて着用する。天候にも左右されるが休憩はなるべく屋外で休憩する
- ・互いの距離が保てる事を推奨する。

⑥ インストラクターの滞在および健康管理

- ・宿舎内においては当該宿舎のガイドラインに準ずる事が前提ではあるが、公認校は所属スタッフの健康管理および生活環境に十分留意する。
- ・検温および健康チェックを毎日実施する。

⑦ 感染発症の際の対策

- ・発熱時の医療関係との連携を確認しておく。
- ・発熱時の隔離体制を確認しておく。

⑧ スキーレンタル感染予防及び拡張防止策

- ・日常生活も含め、常に手洗い、うがいの励行、マスクの着用、および検温を行うことで従業員の健康管理の徹底を強化する。冬期にはインフルエンザ予防接種を行う。
- ・アルコール消毒液を常設し、施設の衛生管理の徹底を図る。
- ・お客様への用具引き渡しおよび回収作業時のマスクの着用・フェイスシールドなどを徹底する。
- ・レンタル用具の品質管理、および衛生管理を徹底する。スキー用具についてはオゾン殺菌又はクリーニングをこまめに行いアルコール消毒も行う。オゾン殺菌は、空気中のウイルスを細胞レベルで死滅させる効果があると言われており、インフルエンザ、SARS においては効果が実証されています。
- ・個々のスキー用具は、互いに混合しないように注意をして、貸し借りをしないようお客様にお願いをする。直接肌に密着する小物3点（ゴーグル・帽子・手袋）は買取もご検討ください。
@2,500 円税別。

【索道事業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン】

(2020年7月14日暫定版)

1 本ガイドラインについて

2020年初期より拡散した新型コロナウイルスの感染症対策に関する指針として索道事業者を対象に作成するものである。

索道事業については、冬季間のスキー営業および夏季間の観光営業などがあり、輸送に使われる索道機糧・営業内容等によっても運行状況が大きく異なってきます。

索道事業者においては、それぞれの索道運行計画に基づき本ガイドラインを踏まえ、個々の状況に応じた対策に取り組み、感染拡大の防止、利用者の安心・安全等につなげていくと共に従業員の健康管理も含め、社会全体への感染症の感染リスクの低減に努めることに活用するものとする。また、「緊急事態宣言」等が再度、発令になった際には、関係機関と連携して臨機応変に対応するものとする。

2 具体的な感染防止対策

① 索道施設

・特殊索道

ア. 改札係員・乗客係員はマスク・フェースシールドおよび手袋を着用される。

イ. 運行終了後は落下防止バー等の消毒をするのが望ましい。(運行中は危険である)

・普通索道

ア. 改札係員・乗客係員および車掌係員はマスク・フェースシールドおよび手袋を着用させる

イ. 箱型搬器（ロープウェイ・ゴンドラ等）については、利用状況を踏まえ搬器内の一部の座席を禁止すること等、乗客同士の間隔を開け安心できる搬器内環境を確保するよう努める。

ウ. 搬器については窓を開ける等、適切な換気に努める

エ. 運行開始前又は運行終了後は搬器内の消毒をする（運行中は危険である）

② 券売所

・チケット購入者との間には、飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。

・チケット、紙幣等が直接利用者と触れ合わないよう受け皿等で受け渡しをする